

令和2年(行コ)第23号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件

控訴人 内山靖英


被控訴人 愛知県(処分行政庁:愛知県公安委員会)


第6準備書面


令和3年8月31日

名古屋高等裁判所民事第4部 御中

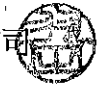
被控訴人指定代理人


平山裕也 


橋本一孝 

羽田達雄 


柳谷謙一 

伊藤真司 

市來将吾 

道珎悠 

元田秀策 

眞木健輔 

被控訴人は、本準備書面において、控訴人の令和3年（2021年）5月10日付け第11準備書面（以下「控訴人第11準備書面」という。）及び同月19日付け第12準備書面（以下「控訴人第12準備書面」という。）における主張に対し必要と認める限度で反論する。

なお、略語等については、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

第1 はじめに

控訴人は、犯給法5条1項1号の「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」との規定（以下「本件規定」という。）に同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が含まれると解釈すべきであり、かかる解釈が不可能であるとすれば、本件規定は同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対して適用を除外する限りにおいて憲法14条1項に違反し無効である旨主張し（控訴人第12準備書面第3・13及び14ページ）、また、同性パートナーを殺害された者を犯給法の適用対象から除外することは憲法13条及び25条2項の趣旨にも反するなど主張する（控訴人第11準備書面第6の2及び3・42及び43ページ）。

この点、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が含まれるとの解釈論を採用する余地がないことは、これまで繰り返し述べてきたところであるが、以下では、他の公的給付制度に係る法令の解釈と比較しつつ被控訴人のこれまでの主張を補充した上で（後記第2）、本件規定が憲法14条1項に違反するものではないこと（後記第3）、本件規定が憲法13条及び25条2項に違反するものでもないこと（後記第4）を明らかにするとともに、控訴人のその余の主張にも理由がないこと（後記第5）を明らかにする。

第2 本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれると解する余地はなく、このことは同様の規定ぶりをする他の公的給付制度に係る法令との

比較からも明らかであること

- 1 本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれないとの解釈は、同様の規定ぶりをする国家公務員災害補償法の解釈とも整合すること

原審における被控訴人（被告）の第1準備書面（以下「原審被告第1準備書面」のようにいう。他の原審において双方が提出した準備書面について同じ。）第2の3（12ないし20ページ）、原審被告第2準備書面第1（2ないし12ページ）、原審被告第3準備書面第2（5ページ）、原審被告第5準備書面第1（2ないし8ページ）、当審における被控訴人の答弁書（以下「被控訴人答弁書」という。）第3の3（5ないし9ページ）で述べたとおり、犯給法は、遺族給付金の支給対象となる「遺族」の範囲及び順位について、5条1項に明文の規定を設けており、このうち配偶者に関しては、同項1号に「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）」との規定を設けているとおり、遺族給付金の支給対象となる遺族である「配偶者」については、「配偶者」「婚姻の届出（をしていない）」「婚姻関係」といういずれも私法（民法）上の概念（いわゆる借用概念）をもってその範囲を画している。このような借用概念については、法的安定性の見地等に照らし、各法律の明文又はその趣旨から明らかな場合は別として、原則として、私法（民法）上における概念と同様に解すべきであるから、犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」との概念についても、民法739条1項の定める法律婚の内容のうち、婚姻の届出に係る要件を欠くものの、それ以外は法律婚と同様の事情にあった者をいうと解すべきである。そして、法律婚における配偶者ないし婚姻関係は異性間でのみ成立することとされているから（憲法24条1項、民法750条等参照）、犯給法5条1項1号所定の上記概念に相当する者についても、異性間の共同生活関係のうちの内縁（事実婚）関係を対象とする意味と解するほかはない。

また、このような解釈は、他の多数の法令において規定されている同様又は類似の規定の解釈とも整合するものである。例えば、国家公務員災害補償法16条1項は遺族補償年金の受給権者を規定しているところ、同項は、柱書きにおいて、本件規定と同様に、「職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」を受給権者とする旨規定した上で、「妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」以外の者にあつては、職員の死亡の当時同項各号に掲げる要件に該当した場合に限るものとし、同項1号において、「夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）」については年齢要件を課している。

このように、国家公務員災害補償法16条1項が「妻」及び「夫」との文言を使用して、「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者）」について、異性間の人的結合関係であることを当然の前提とする一方で、職員と同性である「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」について規定する文言がないことからすると、同項の「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者）」に職員と同性の者は含まれないものと解するほかない。

以上のとおり、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にあつた者が含まれないとの解釈は、同様の規定ぶりをする国家公務員災害補償法16条1項の解釈とも整合するものである。

2 小括

以上によれば、本件規定に同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が含まれると解する余地はなく、このような解釈の余地を残した原判決は、犯給法5条1項の解釈を誤ったものというほかなく、このことは、他の公的給付制度に係る法令の解釈との比較からも明らかである。

第3 本件規定による別異取扱いの結果として、同性愛者と異性愛者との間で性的指向による差異が生じるとしても、本件規定による別異取扱いは事柄の性質に応じた合理的根拠に基づくものであって憲法14条1項に違反するものではないこと

1 はじめに

本件規定を前記第2のとおり解すると、犯給法5条1項1号の本件規定は、「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者）を遺族給付金の受給権者として規定する一方、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者を遺族給付金の受給権者とする規定を置いていない（以下「本件別異取扱い」という。）ことになる。

この点、本件別異取扱いにより同性愛者と異性愛者との間で性的指向による差異が生じる点で、憲法14条1項適合性が問題となる余地があるとしても、異性間の人的結合関係のみを対象とする本件規定の立法目的には合理的な根拠があり、本件規定が異性間の人的結合関係のみを対象とし、同性間の人的結合関係を対象としていないことが本件規定の立法目的との関連において著しく不合理なものとはいえないから、本件別異取扱いは、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものであると認められ、憲法14条1項に違反しないというべきである。

以下、詳述する。

2 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については立法府に広範な裁量が認められる事柄であるから、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反すると評価されるのは、上記裁量の範囲を逸脱し又は濫用したことが明らかであると認められる場合に限られること

(1) 憲法14条1項適合性を判断するに当たっては、立法府の裁量を前提として、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討すべきであること

憲法14条1項は、法の下での平等を定めており、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものであると解すべきであるところ（最高裁昭和39年5月27日大法廷判決・民集18巻4号676ページ、最高裁昭和48年4月4日大法廷判決・刑集27巻3号265ページ等）、判例は、立法行為又は立法不作為の憲法14条1項適合性に関し、当該取扱いにおける区別に「合理的な根拠」があるかどうかについて、立法府に合理的な範囲の裁量判断が認められることを前提にして、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討して判断するという基本的な判断枠組みを示していると考えられる（加本牧子・最高裁判所判例解説民事篇平成27年度661ページ）。

そこで、以下では、上記の判例の基本的な判断枠組みにのっとり、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定に係る立法府の裁量の範囲は広範であり、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反すると評価されるのは、立法府の裁量の範囲を逸脱し又は濫用したと明らかに認められる場合に限られることを述べる。

(2) 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定について、立法府に広範な裁量が認められること

ア 犯罪被害給付制度創設の経緯

犯給法の前身である犯罪被害者等給付金支給法（以下「旧法」という。）が昭和55年に制定され、犯罪被害者に対する救済制度（以下「犯罪被害給付制度」という。）が創設された経緯は、以下のとおりである。

すなわち、旧法制定前の状況として、殺人や傷害のような他人の悪質な犯罪行為によって死亡した者の遺族や重大な人身被害を受けた者は、大きな精神的・経済的打撃を被るが、加害者が無資力であるなどのため、民法上の不法行為に基づく損害賠償の制度では救済されないというのが大部分

であった。このような実情は、当時、交通事故、労災事故等の他の原因による人身被害については、自動車損害賠償保障法、労働者災害補償保険法等による救済制度が充実してきたこととの対比において、社会的に顕著な不均衡感をもたらすとともに、他面、刑事政策思想の変化に伴い加害者の刑事司法手続上の処遇が改善され、社会復帰のための諸施策が推進されてきたこととの対比において、多大の不公平感を生み、その結果、故意の犯罪行為の被害者について何らの制度的な救済措置も講じられないまま放置されていることが問題視されるようになった。

このような認識は、犯罪による人身被害に対して国が一定の給付を行う制度の諸外国における実施状況、更には昭和49年の三菱重工ビル爆破事件の発生等を契機とした世論の高まりと相まって、犯罪被害給付制度の創設を求める具体的な検討段階へと進み、最終的には、昭和55年2月に「犯罪被害者等給付金支給法案」が閣議決定され、第91回国会に上程、同年4月23日に可決成立、同年5月1日法律第36号として公布されることとなった。(以上、乙第19号証4ないし11ページ、乙第20号証57及び58ページ)

イ 犯罪被害給付制度の性格

犯罪被害給付制度の性格については、前記アで述べた同制度創設の経緯を踏まえると、①犯罪被害による精神的・経済的打撃を救済するものという意味での「福祉政策」(なお、「社会福祉的な要素」、「福祉的效果」といわれることもある〔乙第6号証2ページ4段目、同23ページ2段目〕。)、②他の分野におけるものと同様に、不法行為制度の実効を確保するためのものという意味での「不法行為制度の補完」、及び③犯罪者の処遇の改善との関係上必要なものという意味での「刑事政策」という三つの要素が挙げられるところ、犯罪被害給付制度創設の経緯に鑑みれば、同制度の性格は、これら三つの要素を総合・包含したものとして理解され、更

に端的に言えば、同制度は、現在の法秩序の下で、犯罪被害者が人的被害を受けながら、他の原因による被害の場合と異なり法制度上全く考慮されていないのは不均衡であり、この是正を図る必要があることを前提としているところからすると、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる法制度に対する国民の信頼を確保することにその本質があると解される（乙第19号証14ページ，乙第20号証58及び59ページ）。

この点については、旧法の法案審議がされた第91回国会衆議院地方行政委員会において、政府委員（当時の警察庁刑事局長）が、「この制度は要するに、故意の犯罪行為という他人の悪質な行為によりまして、不慮の死亡または重障害というような重大な被害を受けたにもかかわらず、被害者または遺族が事実上不法行為による損害賠償を受けられずに、何らの救済もない事例が多いという現状を社会全体として放置しておけない、こういう観点から、これら遺族等の精神的、経済的な安定に資するために国が一定の給付金の支給を行おうという制度」であり、「この制度の性格というのは、一つは、国のそうした不法行為制度というものが十分に機能していない、やはりこれの実質化を図っていく必要がある、さらには、一種の広い意味での福祉政策という立場もございまして、もう一つは、やはり犯罪対策という面があるわけございまして、そういうものを総合した施策」であると説明した上で、「その中で何といたっても中心になりますのは、やはり国の法制度というものに対する国民の不信感を除去したい、つまり、犯罪によって被害者の権利が失われ、それがそのままになっておる、そうしたいわゆる法秩序が一種のへこんだような状態にあることに対して国民の持つ不信感というものをやはり回復してまいり、こういうことに置いておるわけございまして。」と説明しているところである（乙第6号証2ページ3段目）。

ウ 犯罪被害給付制度に基づく給付金の性格

犯給法3条の規定内容から明らかなどおり、給付金は、国が支給するものである。すなわち、給付金に関する事務は、国の事務として処理されるものであり、給付金及び給付金に関する事務の処理に要する経費は、全て国庫で支弁される。

国が給付金を支給する趣旨が、国自らの「賠償」でないことはいうまでもないが、国が一般財源をもって犯罪被害者に対する救済制度を行う必要性については、なお、加害者側について原因者負担の原則による制度の創設が考えられないこと（殺人、傷害などの故意の犯罪行為について、加害者側に責任保険などによる損害賠償能力をつけさせることは、理論的に不可能である。）、及び被害者側について社会保険による制度の創設が現実的ではないこと（犯罪被害者となり得る者から一定の掛金を徴収してこれを財源とし、保険的な方法によって社会保障としての救済措置を講じることが、保険料の徴収事務その他事務に要する経費を考えると現実的なものではない。）の二つの理由に基づくものであって、むしろ国民の全体が応分に負担している税金を税源とした制度の創設が適当であると考えられたことによる。

そのため、この給付金は、故意の犯罪行為による被害を受けた者又はその遺族が、民法上は不法行為制度がありながら、事実上損害賠償を受けられない場合が多いという状況を前提として、いわば社会連帯共助の精神をもって、社会的に気の毒な立場にある犯罪被害者の被害の緩和を引き受けようとするものであるから、同給付金は、損害の補填自体を主たる目的とするものではなく、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる法制度に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とする一種の見舞金的な性格を有するものと解するのが相当である。（以上、乙第19号証13ページ、乙第20号証59及び60ページ、乙第21号証9及び10ページ）

エ 犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については、立法府に広範な裁量が認められること

このように、犯罪被害給付制度は、損害の補填自体を主たる目的とするものではなく、国の法制度全般に対する国民の不信感を除去し、かかる法制度に対する国民の信頼を確保することを主たる目的とするものであるから、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲や給付要件等については、国民感情を含めた社会状況等を十分に踏まえて判断する必要がある。そのためには、国民的議論が不可欠であるという意味で、民主的なプロセスに委ねることによって判断されるべき事柄にほかならない。しかも、国の一般財源によって行われる犯罪被害給付制度の実現は、国の財政事情に左右されるところが大きいこと等を併せ考慮すると、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲、給付要件等の決定については、立法府に広範な裁量が認められると解するのが相当である。

(3) 小括

以上のとおり、憲法14条1項適合性を判断するに当たっては、立法府の裁量を前提として、その広狭に応じ、立法目的の合理性、目的達成のための手段・方法の合理性を具体的に検討すべきであるところ、犯罪被害給付制度に基づく給付金の受給権者の範囲等の決定については立法府に広範な裁量が認められるものと解されることからすると、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者に遺族給付金を支給するかどうかは立法府による広範な裁量が認められる事柄であり、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反する余地があるとしても、それは、遺族給付金の支給について同性愛者と異性愛者との間の性的指向による差異を結果として生じさせる本件規定の立法目的に合理的な根拠がなく、又は、その手段・方法の具体的内容が立法目的との関連において著しく不合理なものといわざるを得ないような場合であって、立法府に与えられた広範な裁量の範囲を逸脱し又は濫用するものであることが明らか

な場合に限られるというべきである。

なお、本件別異取扱いが憲法14条1項に違反するか否かという問題と同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給するのが立法政策として相当か否かという問題とは、次元を異にするものである点にも留意する必要がある。

3 本件規定は憲法14条1項に違反するものではないこと

(1) 本件規定の立法目的には合理的な根拠があること

遺族給付金は、犯罪被害が死亡である場合に、第一順位遺族に対して支給されるものであるが（犯給法4条1号参照）、犯給法5条は、まず、遺族給付金の支給を受けることができる遺族の範囲を定めるとともに（1項・2項）、次にその範囲内の遺族の誰が第一順位遺族となるかを定めている（3項・4項）。

遺族の範囲及び遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位については、労働者災害補償保険法その他の法令による給付制度においてもそれぞれその趣旨及び目的等に照らし、民法上に規定する親族関係の遠近の程度、通常における生活関係上の緊密さの程度等を勘案し、一定の範囲及び順位が規定されているところであるが^{*1}、犯給法においても、犯罪被害給付制度創設の趣旨

*1 例えば、国家公務員災害補償法においても、同法16条で、遺族補償年金を受けることができる遺族の範囲やこれを受けるべき遺族の順位が定められているが、昭和26年に同法が制定された当時の逐条解説によれば、「遺族補償を受くべき遺族の順位は、民法の特例として定められている。では、なぜこのような特例を設けたかといえば、それはこの補償は遺産相続ではなく、職員の死亡によつて、生活に脅威を受ける度合の大きさによつて支給の順位を定めることが、労働法規という特殊性から見て妥当と考えられるからである。この意味で、まず配偶者を第一順位者とし、内縁の妻でも第一順位となることができ、配偶者のいない場合は、職員によつて扶養されていた者に重点をおき、たとえ他人であつても、職員の扶養者であれば他の親族に先んじて補償をするという定め方をしたのである。」と解説されている（乙第22号証96ページ）。

及び性格に照らして、同様の要素を勘案した上、定められている。(以上、乙第21号証20ページ)

そして、犯給法5条は、遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位について、犯罪被害者の配偶者を第一順位とし、この配偶者に「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」を含むとしているところ(同条1項1号、3項)、これは、我が国の民法が法律婚主義を採用していることに鑑み(民法739条1項)、第一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者(すなわち、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活と認められる事実があつたにもかかわらず、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められない場合)をも保護しようとするものである(乙第20号証81及び85ページ)。このような本件規定の立法目的は、犯給法の目的が、前記のとおり、社会連帯共助の精神に基づいて、租税を財源として遺族等に一定の給付金を支給し、国の法制度全般に対する国民の信頼を確保することにあることに鑑みると、合理性を有することは明らかである。

(2) 本件別異取扱いが本件規定の立法目的との関連において合理性を有すること

原判決が説示するとおり、①我が国においては、地方公共団体において同性パートナーシップに関する公的認証制度が導入されるなどの動きが見られるところ、こうした一連の取組は、いまだ同性間の共同生活関係についての社会一般の理解が十分に進んでいないために、その理解を推し進めるべく行われていると解するのが合理的であること、②その内容を見ても、地方公共団体において同性同士が一定の関係にあること又はその旨の宣誓をしたことの証明を行うことにとどまるものが多く、配偶者控除等の直接的な法的効果

は付与されていないのであって、婚姻関係を男女間の関係とする婚姻法の規律に影響を及ぼすような制度設計がされるには至っていないこと、③現在においても、相当数の地方公共団体においては同性パートナーシップに関する公的認証制度は設けられておらず、また、地方公共団体や民間企業における人事関連制度や民間企業における各種サービスの下で同性間の共同生活関係を異性間のものと同様に扱う取組も依然として地方公共団体や民間企業に広く浸透しているとまでは言い難いこと、④平成29年ないし30年には、経団連等の団体により性的少数者の実情や国内外の情勢等を踏まえて同性同士で共同生活関係にある者らに対する具体的な取組や同性婚の法制化に関する提言が行われ、令和元年6月3日に立憲民主党等の野党3党により同性婚を認めることを内容とする民法の改正案が国会に提出されるなどの動きが見られるものの、同性婚の法制化が実現する具体的なめどが立つに至っているとまではいえないことなどの諸事情に照らすと、本件処分当時の我が国において、同性間の共同生活関係が、法律上の婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていたということはできないから、本件規定が遺族給付金の受給権者の範囲を前記(1)のとおり定めることには、合理性がある。

以上によれば、本件規定が異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対してのみ遺族給付金を支給する旨定めていること及び同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給する制度が設けられていないことが、本件規定の立法目的との関連において合理性を有することは明らかであるといえる。

なお、控訴人は、近時の裁判例（東京高裁令和2年3月4日判決〔甲第113号証〕等）が「同性同士の関係を『婚姻に準ずる関係』として不法行為法の保護対象に含めている」旨を指摘するが（控訴人第11準備書面第4の3(3)エ・36ページ）、同判決は、「(引用者注：同性同士でありながら社会通念上夫婦と同様であると認められる関係を形成しようとしていた) 控訴

人及び被控訴人は、少なくとも民法上の不法行為に関して、互いに婚姻に準ずる関係から生じる法律上保護される利益を有する」と説示するのみであり（同号証3ページ。下線は引用者による。）、本件別異取扱いの合理性の有無の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

(3) 小括

以上のとおり、本件規定の立法目的は、その立法経緯及び規定内容からして、我が国の民法が法律婚主義を採用していることに鑑み（民法739条1項）、第一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護するというにあり、合理的な根拠があるというべきである。また、異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に対してのみ遺族給付金を支給する旨定めている本件規定の内容及び同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者に遺族給付金を支給する制度を設けていないことは、本件規定の立法目的との関連において合理性を有するから、立法府に与えられた裁量を明らかに逸脱又は濫用した場合に当たらず、立法府の広範な裁量判断の範囲を超えるものであることが明らかであるとはいえない。

そうすると、異性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には本件規定に基づく遺族給付金の支給が認められるのに対し、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者には遺族給付金の支給が認められないという本件別異取扱いが、同性愛者と異性愛者との間に性的指向による差異を結果的に生じさせているとしても、合理的な根拠を欠く差別的取扱いに当たるとはできないから、本件規定は憲法14条1項に違反するものではない。

第4 本件規定は憲法13条及び25条2項に違反するものでもないこと

1 本件規定は憲法13条に違反するものではないこと

控訴人は、「犯給法の解釈適用にあたっては犯罪被害者等の尊厳を重んじなければならない。日本社会の構成員のうち同性愛の属性をもつ者は保護に値しないかのような解釈に基づき、パートナーを殺害された者の尊厳を傷つける二次被害を生むことがあってはならない」とした上で、「同じ日本社会の構成員でありパートナーを殺害された者を、性的指向のみによって犯給法の適用対象から除外することは、…日本国憲法…13条後段…の趣旨にも反する」と主張する（控訴人第11準備書面第6の2及び4・42及び43ページ）。

しかしながら、個人の尊重と生命、自由、幸福追求権の尊重に係る憲法13条の規定は、同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が国から遺族給付金の支給を受ける権利や法的地位を具体的に基礎づけるものではない。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

2 本件規定は憲法25条2項に違反するものではないこと

控訴人は、「犯罪被害によりパートナーを殺害された者に対しては、犯給法以外に救済手段が存在しないことを前提に、日本国憲法25条2項が『国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない』と定めている趣旨にのっとり、補償が行き届くように解釈適用されなければならない」とした上で、「同じ日本社会の構成員でありパートナーを殺害された者を、性的指向のみによって犯給法の適用対象から除外することは、…日本国憲法…25条2項の趣旨にも反する」と主張する（控訴人第11準備書面第6の3及び4・43ページ）。

しかしながら、控訴人は、犯罪被害給付制度に基づく遺族給付金について、遺族給付金の支給を受ける法的権利や遺族給付金の支給申請権をそもそも有しないから、本件別異取扱いが憲法25条2項に基づく保障を後退させるものである旨の控訴人の主張は前提を欠く。したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

第5 控訴人のその余の主張に対する反論

1 精神的苦痛や経済的被害のみに着目して受給権の有無を論じる控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、「パートナーの犯罪被害から発生する苦痛や被害の大きさは、相手が同性か異性か性別によって変わるものではない」から、「被害者と法律婚関係のない共同生活関係にあった者のうち、被害者と異性の者と同性の者で、遺族給付金に関して区別をすることは、犯罪被害の救済について『国民の不信感』を招かないという本件区別の目的に全く寄与しないものである」と主張する（控訴人第12準備書面第2の2(2)・5及び6ページ）。

(2) 被控訴人の反論

しかしながら、前記第3の3(1)で述べたとおり、本件規定は、我が国の民法が法律婚主義を採用していることに鑑み（民法739条1項）、第一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者が遺族給付金の受給権者とされるべきであるものの、死亡した犯罪被害者との間において法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者をも保護しようとするものであり、本件規定に基づいて遺族給付金の支給を受けられるかどうかについては、「法律上の婚姻関係」の有無、これが否定される場合には、「法律上の婚姻関係と同視し得る関係」であるとの社会通念が形成されていたかどうかによって判断されるものであり、精神的苦痛や経済的被害のみに着目するのは、本件規定の趣旨を正解しないものというべきである。

したがって、控訴人の前記(1)の主張は理由がない。

2 いわゆる国籍法違憲判決に依拠して犯給法5条1項1号の部分無効をいう控訴人の主張に理由がないこと

(1) 控訴人の主張

控訴人は、本件規定が違憲であることを前提に、いわゆる国籍法違憲判決（最高裁平成20年6月4日大法廷判決・民集62巻6号1367ページ）に依拠し、「犯給法第5条第1項第1号の中で、同性事実婚カップルを排除する部分を違憲無効として処理し、控訴人への支給を認めるべきである。」と主張する（控訴人第12準備書面第3・13及び14ページ）。

(2) 被控訴人の反論

しかしながら、法令の一部のみを違憲無効とすることができるか否かについては、当該法令の立法理由ないし立法趣旨をはじめとした諸般の事情を考慮し、「残部のみをもって有効な規定と解することの客観的合理性の有無によってその可否を判断すべきであり、残部の規定だけではおよそ法制度として成り立たない場合にそうしたことはできないとされているところ（森英明・最高裁判所判例解説民事篇平成20年度301ページ）、本件規定は異性の犯罪被害者と共同生活関係にある者のみを配偶者等として遺族給付金の受給権を認めているのであって、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者を除外する規定を設けているわけではない。

したがって、控訴人がいうところの「同性事実婚カップルを排除する部分」を観念することはできないから、犯給法5条1項1号を一部無効とする余地はなく、控訴人の前記主張には理由がない。

第6 結語

以上のとおり、控訴人の請求を棄却した原判決の判断は結論において正当であり、控訴人の主張はいずれも理由がないから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。

以上